

長崎市伊王島海水浴場交流施設及び伊王島ふれあい広場活用事業者

募 集 要 項

令和6年10月24日

長崎市水産農林部 水産農林政策課

長崎市文化観光部 観光政策課

1 目的

長崎市では民間のアイデアや創意工夫により、施設の魅力を高め、地域の活性化につなげるため、伊王島海水浴場交流施設（以下「交流施設」という。）及び伊王島ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）【土地・建物等】について、売却により活用を図ることとしています。

そこで、交流施設及びふれあい広場の売却について、公募型プロポーザル方式（事業計画＋価格の提案）により、活用に意欲ある事業者から広く提案を求めたうえで、より優れた提案をもつ事業者を選定し、その者と売買契約の締結を行い、当該土地・建物等（以下「契約物件」という。）を譲渡することとします。

なお、本募集で提案された内容は、外部委員による「長崎市伊王島海水浴場交流施設及び長崎市伊王島ふれあい広場の財産売払相手方選定審査会」（以下「審査会」という。）における審査を経た後、長崎市において売却相手方の候補者を選定します。その後の長崎市議会による財産の譲渡に係る議案の議決を得て、売却相手方となる活用事業者を決定します。

2 契約物件

(1) 土地及び建物等の概要 ※詳細は別添2「契約物件の情報」をご参照ください。

(土地)

物件	名称	所在地	地積	備考
1	交流施設	伊王島町1丁目字多尾 2105 番	158.89 m ²	—
		伊王島町1丁目字多尾 2129 番	4,723.75 m ²	—
		伊王島町1丁目字網ノ浦甲 2494 番	109.16 m ²	—
		伊王島町1丁目字網ノ浦 2494 番口	145.10 m ²	—
		伊王島町1丁目字網ノ浦甲 2496 番 2	110.70 m ²	—
2	ふれあい広場	伊王島町1丁目甲 3275-22	38,510.00 m ²	—

※交流施設の土地には、水路が埋設されています。当該水路の維持管理は、引き続き長崎市が行うこととして、維持管理で必要の際は、立入り等にご協力をお願いします。

(建物)

物件	種類(名称)	所在地	床面積
1-1	筑前船艇庫	伊王島町1丁目字多尾2105番地	49.60 m ²
1-2	休憩舎1	伊王島町1丁目字多尾2129番地	364.50 m ²
1-3	休憩舎2	伊王島町1丁目字多尾2129番地	364.50 m ²
1-4	便所・水廻り棟	伊王島町1丁目字多尾2129番地	167.06 m ²
1-5	管理棟	伊王島町1丁目字多尾2129番地	91.12 m ²
1-6	炊事・研修棟1	伊王島町1丁目字多尾2129番地	58.32 m ²
1-7	炊事・研修棟2	伊王島町1丁目字多尾2129番地	58.32 m ²
1-8	倉庫	伊王島町1丁目字多尾2129番地	9.90 m ²
1-9	プール機械室	伊王島町1丁目字多尾2129番地	13.69 m ²
1-10	倉庫	伊王島町1丁目字網ノ浦甲2494番地	14.40 m ²
1-11	浄化槽ブローアーム室	伊王島町1丁目字網ノ浦2494番地	8.12 m ²
1-12	倉庫	伊王島町1丁目字網ノ浦甲2496番地2	31.54 m ²
2-1	クラブハウス	伊王島町1丁目甲3275番22	132.99 m ²

(工作物)

物件	種類(名称)	所在地
1-1	プール	伊王島町1丁目字多尾2129番地
1-2	遊具	伊王島町1丁目字多尾2129番地
1-3	合併浄化槽	伊王島町1丁目字網ノ浦2494番地口

(2) 備品

現状使用している長崎市が所有する備品についても譲渡(無償)の対象となります。ただし、交流施設の指定管理者が所有する備品は対象外です。詳細は、別添3「交流施設備品一覧表」をご参照ください。

(3) 売却基準価格

物件	名称	土地	建物	工作物	備品	合計
1	交流施設	34,820,000 円	—	—	—	34,820,000 円
2	ふれあい広場	353,910,000 円	—	—	—	353,910,000 円
売却基準価格						388,730,000 円

※売却基準価格は、不動産鑑定評価額により設定しています。

※建物、工作物、備品は、無償での譲渡とします。

3 実施スケジュール

日程	項目	実施主体	
		長崎市	事業者
R6.10.24(木)～	① 募集開始	●	
R6.11.7(木)・8(金)	② 現地見学会【1回目】	●	●
R6.10.24(木)～12.10(火)	③ 質問の受付、締切		●
～R6.12.17(火)	④ 質問の回答	●	
R6.12.12(木)・13(金)	⑤ 現地見学会【2回目】	●	●
R7.1.8(水)～R7.1.10(金)	⑥ 提案参加申込み（提案書類提出）締切		●
R7.1.●	⑦ 審査会の実施	●	●
R7.1月下旬	⑧ 売却相手方候補者の選定、売買仮契約の締結	●	
R7.3月	⑨ 長崎市議会での議案の議決	●	
R7.4.1以降	⑩ 契約物件の所有権移転、引渡し	●	

※⑦審査会の実施について

外部委員による審査会を開催します。応募される事業者は、審査会で提案内容の説明と、委員からのヒアリングにご対応をいただくこととなります。

日程は、決定後に改めて市のホームページでお知らせします。（11月下旬決定予定）

4 提案内容

(1) 土地・建物等の活用

契約物件を一括して購入し、「交流施設」、「交流施設と隣接する海浜部分」及び「ふれあい広場」について、地域活性化につながる活用の提案を基本とします。

(2) 提案項目

本募集は、契約物件の活用に係る「事業計画」と、契約物件の売買代金となる「価格」のご提案により実施します。

① 事業計画の提案

ご提案は、地域の活性化に向けて「交流人口の拡大」、「地域貢献」、「事業の継続」を念頭に、次の1～6の項目により、その次の②に記載する「各施設等の活用の条件」を遵守した内容としてください。

- 1 活用の方策（実施する事業内容や整備する施設内容等の取組み及びそのターゲットとする層や地域並びに事業による交流人口拡大等の目標や効果等）
- 2 地域貢献（地域住民との共生、地元雇用など）
- 3 管理・運営の体制・方法
- 4 事業費・資金計画
- 5 事業スケジュール
- 6 その他（上記提案以外で事業実施におけるアピールなど）

② 各施設等の活用の条件

ご提案にあたり、「交流施設」、「交流施設に隣接の海浜部分」、「ふれあい広場」の活用については、次のことを条件とします。1の「活用の方策」に係るご提案は、次のa～cの施設等毎に、また施設等の一体的な活用の方策があれば併せて提案してください。

a. 交流施設

隣接の砂浜や海、水産等の地域の海洋資源を活かし、訪れる者に魅力あるサービス提供がなされること。

※ 海水浴等の利用者のため、適地に駐車場を確保してください。

b. 交流施設に隣接の海浜部分

夏場に海水浴場として開設すること。

※ 海水浴場の開設区域は、令和6年度と同じ区域とすること。

※ 海浜部分の活用にあたっては、「海岸法」に係る占有の許可や長崎県公安委員会の「遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例」に係る届出、当該地域の漁業協同組合との合意、その他関係法令を遵守して行ってください。

※ 海水浴場の開設にあたっては、環境整備として、長崎市が、10年間、サメ防護網の設置及び砂浜の整地を行うことを予定します。詳細は、売却相手方の候補者の選定後、協議します。

c. ふれあい広場

交流人口の増加等により地域活性化が図られること。

③ 価格の提案

本募集要項「2 契約物件」の「(3) 売却基準価格」に記載の売却基準価格を最低額とし、契約物件の土地に係る希望購入価格を提案してください。

なお、売買基準価格には、建物、工作物及び備品の価格を除きます。建物、工作物及び備品は、無償での譲渡とします。

5 参加資格

参加資格は、次の(1)～(6)のいずれにも該当する法人とします。

- (1) 「3 実施スケジュール」に記載の「⑦審査会の実施」に参加可能な法人
- (2) 長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税のいずれにも未納がない法人
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者でないこと（更生計画が決定された者又は再生計画認可の決定が確定

された者を除く)

- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者
- (6) 本募集に参加しようとする複数の法人のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

6 実施方法について

(1) 質問の受付と回答

本募集全般について質問等がある場合は、**募集要項等に関する質問書【第 1 号様式】**を次の送付先に電子メールにて送付してください。ご質問は複数件まとめて提出するようお願いしますが、複数回、提出ができることとします。なお、件名には『伊王島募集に係る質問書』としてください。また、質問書の電子メール送信の際は、「11 問い合わせ先」に確認のご連絡（電話）をお願いします。

① 質問の受付期間

令和 6 年 10 月 24 日（木）から 12 月 10 日（火）の午後 5 時まで

② 質問の送付先

「11 問い合わせ先」のとおり

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 6 年 12 月 17 日（火）までに、随時、市ホームページ上に掲載します。本募集についての補足等が掲載されることもありますので、質問の有無にかかわらずご確認ください。

④ その他

ア 原則として、質問書【第 1 号様式】以外でのご質問は受け付けいたしません。

イ 回答の内容及びその他の内容修正は、本要項の追加・訂正として取り扱うものとします。

(2) 現地見学会の実施（任意参加）

本募集による提案への参加をご希望の事業者向けの現地見学会を実施いたします。

① 見学会参加の受付期間

【1 回目】令和 6 年 10 月 24 日（木）から 11 月 1 日（金）の午後 5 時まで

【2 回目】令和 6 年 11 月 25 日（月）から 12 月 6 日（金）の午後 5 時まで

② 申込先

「11 問い合わせ先」のとおり

③ 現地見学会実施日

【1回目】令和6年11月7日（木）又は11月8日（金）

【2回目】令和6年12月12日（木）又は12月13日（金）

※現地見学会は現地集合、現地解散となります。

※1回目と2回目の両日の参加も可とします。

④ 現地見学会への参加方法

参加をご希望の事業者は、**現地見学会参加申込書【様式第2号】**を期日までに電子メールにてご連絡ください。

なお、件名には『伊王島現地見学会参加申込』としてください。また、参加申込の電子メール送信の際は、「11 問い合わせ先」に確認のご連絡（電話）をお願いします。

申込後に、長崎市が日程の調整を行い、電子メールにより、現地見学会の日時、集合同所等を各申込者へ返信します。

(3) 提案の参加申込み

提案の参加を希望する場合は、伊王島海水浴場交流施設及び伊王島ふれあい広場活用事業者募集に係る**提案参加申込書【様式第3号】**、**事業計画提案書【様式第4号】**、**価格提案書【様式第5号】**、**提案の概要【任意様式】**、**誓約書【様式第6号】**、**役員名簿【様式第7号】**及び添付書類を、次の申込先へご持参いただくか、または一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる郵送により、ご提出ください。

なお、提出書類をご持参以外の方法で提出される際は、「11 問い合わせ先」に確認のご連絡（電話）をお願いします。

① 提案の受付期間

令和7年1月8日（水）～令和7年1月10日（金）午後5時まで

② 申込先

「11 問い合わせ先」のとおり

③ 事業計画提案書

提案書類のうち、**事業計画提案書【様式第4号】**は、「4 提案内容」「(2) 提案項目」「①事業計画の提案」の枠内に記載する1～6をフォルダー1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとしてご提出してください。また、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）を付してください。

提案書には、文章や提案意図等を補足・解説する図表、絵、写真等を使用して良いこととします。

④ 価格提案書

価格提案書には契約物件のうち土地に係る希望購入価格（建物、工作物、備品は無償譲渡）を記載してください。購入価格に関する前提条件や変動要素等を応募者が記載した場合は提案を無効とします。

⑤ 添付書類

申込みにあたり、以下の書類を添付してください。

ア	法人・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明で発行から3ヶ月以内のもの）
イ	印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
ウ	長崎市税に未納がない旨の証明書
エ	長崎県税（法人事業税・法人県民税）に未納がない旨の証明書
オ	法人税、消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書
カ	決算書類（貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書）過去3期分

- ※ ウの証明書は、長崎市に納税義務のない応募者は提出不要です。
- ※ エの証明書は、長崎県に納税義務のない応募者は提出不要です。
- ※ カの決算書類は、フォルダー1冊にまとめてご提出してください。

⑥ 提案の概要

提案の概要として、A3版・横書き・1枚（片面印刷）に、事業計画提案書を要約し、施設整備等がある場合は、パース、イラスト、CG等での完成予想図を含めて、提案のコンセプトや特徴などを簡潔に記載、作成し、提出してください。

この提案の概要は、長崎市議会等への報告のための資料として使用することとしますので、記載する内容に留意し、特に、各応募者のノウハウに係る内容等については、各応募者の判断により、支障のない表現にしてください。また、提案書と同様に、副本には企業名等が特定できる表現はしないようにしてください。

⑦ 提出部数

書類名	部数
提案参加申込書【様式第3号】	1部（原本）
事業計画提案書【様式第4号】	15部（正本1部、副本14部）
価格提案書【様式第5号】	1部（原本）
添付書類 ア～オ（⑤の太枠に記載のもの）	1部（原本）
添付書類 カ（⑤の太枠に記載のもの）	10部（正本1部、副本9部）
提案の概要	15部（正本1部、副本14部）
誓約書【様式第6号】、	1部（原本）
役員名簿【様式第7号】	1部（原本）

- ※ 各提出書類の副本には、ロゴマーク等の使用を含め、法人名が特定される記述を避けて、社名はA社の表記又は黒塗りをしてください。

(4) 審査会の実施

- ① 開催日時 令和7年1月●日 ●時から
- ② 場 所 未定

③ 審査の内容

別添4「長崎市伊王島海水浴場交流施設及び長崎市伊王島ふれあい広場の財産売却相手方選定審査会 評価基準」をご参照ください。

④ 審査会の進め方

応募者からの説明を受け、それを踏まえて、審査会委員よりヒアリングを行います。

※説明・ヒアリングの時間・場所等については別途ご連絡します。

⑤ 説明・ヒアリング時間

1提案につき50分程度（説明30分、ヒアリング20分）

⑥ 説明（プレゼンテーション）資料

提案についての内容を解説・補足する資料（事業計画提案書より新たな提案は認めません。）がある場合は、15部（正本1部、副本14部）ご準備ください。なお、ご提出いただいた資料は返却いたしません。

⑦ 会議の公開の別

審査会は原則として非公開となります。

⑧ その他

スクリーン及びプロジェクターは市で準備しますが、パソコンその他の必要な機器は、提案者でご準備ください。

また、応募者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施します。なお、参加人数は、1提案につき5名までとさせていただきます。

(5) 売却相手方の候補者の選定等

① 売却相手方の候補者の選定

審査会の審査結果を踏まえ、長崎市において売却相手方の候補者を選定します。

② 選定結果の通知及び公表

選定結果については、すべての応募者に文書で通知するとともに市ホームページで公表します。また、応募者は選定結果についての異議申立、選定の経緯を個別に問い合わせることはできません。

7 審査の手順

売却相手方となる候補者の選定は、次に示す手順で実施します。

(1) 参加資格審査

提案参加申込の添付書類により、長崎市において、募集要項「5参加資格」に記載の応募者の参加資格要件を満たしているかを確認します。

なお、参加資格要件を満たしていないと確認した場合は失格とします。

(2) 基礎審査

提案参加申込の添付書類の決算書類により、審査会において、応募者に安定した経営能力があるかを評価します。

なお、提案事業を実施する安定した経営能力がないと明らかなときは失格とします。

(3) 提案審査

① 事業計画の審査

事業計画提案書に記載された内容を技術点として、審査会の評価基準に示す評価項目ごとの配点に従って、審査会委員による評価点の平均の合計で評価します。

② 価格の審査

価格提案書に記載された希望購入価格を提案価格として、審査会の評価基準に従った算定式により評価します。

なお、提案の価格が、本募集要項の「2 契約物件」の「(3) 売却基準価格」未満の場合は、失格とします。

(4) 優秀提案者の選出

審査会において基礎審査を踏まえた提案審査により、技術点と価格点の合計点が高い応募者を売却相手方に最もふさわしい優秀提案者として選出します。

8 留意事項

(1) 提案参加申込上の留意事項

① 複数応募の禁止

ご提案は 1 法人につき 1 提案のみとします。一つの法人が複数の応募をすることはできません。

② 接触の禁止

本件の提案参加の申込みに際して、審査会委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。

応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、審査会委員については次のとおりです。(五十音順)

- ・内田 隆英 伊王島地区連合自治会 会長
- ・小泉 静男 海の駅ネットワーク 理事
- ・平尾 武敏 一般社団法人 日本旅行業協会九州支部長崎県支部 支部長
- ・藤原 章 長崎総合科学大学総合情報学部 准教授
- ・松尾 忠浩 一般社団法人 長崎県中小企業診断士協会

③ 提出書類変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により、訂正することができます。

④ 虚偽の記載をした場合の無効

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

⑤ 申請書類の完備

指定した提出書類が揃っていない場合は、申込みを受け付けません。

⑥ 応募書類の取扱い

提出書類は返却しません。なお、応募者が提出した書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、長崎市は 売却相手方の候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等に必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(2) 契約上の留意点等

① 売買契約上の留意点

ア 契約物件は、現状有姿での引き渡しとなります。現地見学会への参加は任意ですが、建物、工作物、擁壁等の劣化や破損などの補修、改修、撤去などの費用負担、また、隣接地とのトラブル（樹木や擁壁等の越境問題、電柱、電線、ゴミステーション、道路標識等の撤去や移設など）の費用負担や、協議などについても長崎市は対応いたしません。土壌問題や地盤、地下埋設物についても対応いたしませんので、ご了承ください。

また、契約物件は土地・建物、工作物ほか、備品も含め現状有姿での引渡しとなります。お示しした資料と現状や数量が異なる場合には、現状を正とします。

イ 都市計画法や建築基準法などの法令に基づく制限や、道路との接道関係等を契約物件の情報【別添2】に記載しておりますが、必ず管理者や関係団体に確認してください。補修やその他費用負担等が発生しても、長崎市では対応いたしません。

ウ 売買契約締結の際、契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。この契約保証金は、売買代金へ充当します。

エ 売買契約は、長崎市議会において契約物件に係る財産の譲渡の議決がなされることを効力発生条件とする停止条件付きの契約とします。

議会の議決が得られない場合、売買契約は無効とし、このことに関して、長崎市は一切責任を負わないものとします。

オ 売買代金の納付は、上記による長崎市議会の議決による売買契約の効力発生日以降の請求により、期限までに契約保証金を除いた金額を支払うこととします。

② 売買契約上の特約等

ア 売買契約の効力発生日から 10 年間、契約物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用に供することを禁止します。

イ 売買契約の効力発生日から 10 年間、契約物件を集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の事務所など、公序良俗に反する用に供することを禁止します。

ウ 売買契約の効力発生日から 10 年間、契約物件をア～イの用に供することが明らかかな者に対し、売渡し、贈与、交換、出資等による所有権の移転又は地上権、質権、

使用貸借による権利、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定(以下「所有権の移転等」という。)をすることを禁止します。

エ 売買契約の効力発生日から 10 年間、契約物件をア～イの用に供することが明らかでない者以外に対し、所有権の移転等を第三者(以下「転得者」という。)にするときは、ア～ウを書面で引き継ぎ、遵守させなければなりません。また、転得者が所有権の設定等をするときも同様です。

オ 活用事業者は、提案事業の履行にあたり次の項目を遵守しなければなりません。
(ア) 売買契約の効力発生日から起算して 1 年以内に提案事業の用途に使用するための工事に着工しなければなりません。なお、現状のまま施設を使用する場合はこの限りではありません。

(イ) 売買契約の効力発生日から起算して 3 年以内に提案事業の用途に使用しなければなりません。

(ウ) 指定期間内は提案事業の用途を変更してはいけません。ただし、社会情勢や利用者ニーズ等に応じた変更で、活用事業者からの申し出により長崎市が認めるものについてはこの限りではありません。なお、指定期間内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関連する法令を遵守のうえ、事前に市へ書面により協議しなければなりません。

カ 活用事業者がア～オの条件に違反した場合は、長崎市は無条件で契約物件を買い戻しできることとし、支払完了日から 10 年間の買戻し特約を設定するとともに、買戻し特約の登記を行います。

なお、長崎市が買い戻した場合は、活用事業者の費用負担において原形復旧のうえ、長崎市へ返還していただきます。ただし、長崎市が原状に復することができないと認めるときは、現状のまま返還することができます。また、売買代金には利息等は付しません。転得者が複数ある場合は、売買代金を転得者の所有する土地の面積に応じて按分した額を土地の売買代金とします。

支払完了日から 10 年が経過し、活用事業者がア～オの条件に違反した事実がないと長崎市が認めたときは、買戻し特約を解除します。この場合の抹消登記の手続きは、長崎市が発行する委任状に基づき活用事業者が行い、この登記に要する費用は活用事業者の負担とします。

キ 活用事業者がア～オの条件に違反した場合のほか、活用事業者が契約書の規定に違反したことにより長崎市が契約を解除した場合は、売買代金の 100 分の 30 の違約金を長崎市に支払わなければなりません。

ク ア～オの条件の履行を確認するため、随時、契約物件の使用状況について実地調査を行うことがあります。また、活用事業者の使用状況について報告を求めることがあります。この場合において、活用事業者はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはなりません。

(3) 所有権の移転・引渡しに係る留意事項

契約物件に係る施設は、公の施設として、長崎市が令和 7 年 3 月 31 日まで市民に供し

ます。このため、長崎市から活用事業者への契約物件の所有権移転は、「(1) 契約上の留意点等」の「① 売買契約上の留意点」に記載する売買代金の納付を完了した日、又は令和7年4月1日のうちのいずれか遅い方の日になされることとして、その後の所有権移転の登記が完了したことの相互の確認をもって契約物件を引渡したものとします。

(4) 費用負担

現地見学会を含め、募集への参加に要する費用は、全て応募者の負担となりますので、ご了承のうえ、ご参加ください。

また、契約の締結及び所有権移転登記に伴う登録免許税等の一切の費用は、活用事業者の負担とします。

(5) 電子メールの到着確認

質問などの電子メール送信後、確認の連絡（電話）をお願いします。電子メール送信日の翌日午前中（閉庁日又は閉庁日前日に送信された場合は翌開庁日の午前中）までに電話での電子メールの到着の確認をお願いします。

(6) その他

本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び本市契約規則等の関係諸法令・法規に定めるところにより処理します。

9 提出書類【様式】

- ・ 募集要項等に関する質問書【様式第1号】※質問がある場合のみ)
- ・ 現地見学会参加申込書【様式第2号】※参加を希望する場合のみ
- ・ 提案参加申込書【様式第3号】※必須
- ・ 事業計画提案書【様式第4号】※必須
- ・ 価格提案書【様式第5号】※必須
- ・ 提案の概要【任意様式（A3版・横書き・1枚（片面印刷））】※必須
- ・ 誓約書【様式第6号】※必須
- ・ 役員名簿【様式第7号】※必須

10 添付資料

- (1)【別添1】地域の概況
- (2)【別添2】契約物件の情報
- (3)【別添3】交流施設備品一覧表
- (4)【別添4】長崎市伊王島海水浴場交流施設及び長崎市伊王島ふれあい広場の財産売却相手方選定審査会 評価基準
- (5)【別添5】長崎市契約規則

11 問い合わせ先

(1) 交流施設及び本募集に関すること

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市水産農林部水産農林政策課 担当 田中・佐々木

TEL：095-820-6562 FAX：095-827-6513

電子メール：suinou_seisaku@city.nagasaki.lg.jp

(2) ふれあい広場に関すること

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市文化観光部観光政策課 担当 原田・山口

TEL：095-829-1152 FAX：095-829-1232

電子メール：kanko_seisaku@city.nagasaki.lg.jp